

2015 第八回 台日原住民族研究論壇  
日台原住民族研究フォーラム  
8<sup>th</sup> Taiwan-Japan Forum on Aboriginal Studies

太魯閣族抗日戰爭史  
Endaan tmgjyay 學術研討會  
Truku ni Nihung

タロコ族対日戦争史(タロコ戦役)シンポジウム  
Conference on History of the Truku-Japan War

## 專題演講

專題演講 2 日本的日本原住民族研究

常本照樹

アイヌ政策の現在

(會議論文未經作者同意不得轉載引用)

# アイヌ政策の現在

常本照樹

北海道大学アイヌ・先住民研究センター センター長

## 【要旨】

アイヌ民族は、人類学的には本州日本人と同じ縄文人を祖先とするが、その後の歴史的発展の違いや、13世紀頃のオホーツク文化の影響などによって独自の文化を作り上げ、独自の文化を持つ民族となった。明治維新を経て日本が近代国家を目指す中で強い同化の影響を受け、その文化は深刻な打撃を受けた。アイヌが日本の人口に占める割合は0.05%程度に過ぎず、いわば「見えない」存在であったため長く国政の対象とならなかったが、政権交替をきっかけに1997年に「アイヌ文化振興法」が成立した。さらに、2008年の「先住民族の権利に関する国連宣言」などを背景に日本政府はアイヌを先住民族と認め、総合的政策の推進を始めた。ただ、同化が大きく進み、伝統文化を中心に民族が集住することもなくなったため、民族の自律性を前提とした政策を直ちに実施することは困難であり、また個人をアイヌであるかどうか認定することも容易ではない。そのため、民族の文化を復興し、民族としてのアイデンティティを強化する政策から始めることとし、「民族共生の象徴となる空間」と呼ばれる民族文化公園と国立アイヌ文化博物館を2020年に開設すること、民間の協力を得て国民の理解を促進すること、大学等で保管しているアイヌの遺骨を返還すること、など様々な政策を展開している。

# 愛努民族政策的現在

常本照樹

北海道大學愛努・先住民研究中心 主任

## 【摘要】

愛努民族，在人類學上與本州日本人同樣是將繩文人視為祖先，之後由於歷史上的發展不同，與 13 世紀左右鄂霍次克文化的影響等，形成獨特的文化，成為了具有獨特文化的民族。日本經過明治維新，在以近代國家為目標的過程中，愛努受到強烈的同化影響，他們的文化也遭受了嚴重的打擊。愛努占日本人口的比例不過是 0.05% 程度，換句話說，由於是「看不見」的存在，因而長期不是國政的對象，但以政權交替為契機，於 1997 年成立了「愛努文化振興法」。更進一步，以 2008 年的「聯合國原住民權利宣言」等為背景，日本政府承認愛努族為先住民族，開始推動綜合性的政策。只是，由於同化大幅地加劇，愛努族人也無法以傳統文化為核心集體居住在一起，因而要立刻實施以民族自律性為前提的政策是很困難，也不容易制定愛努族個人民族身分認定方法。因此，我們從復興民族文化、強化民族認同的政策開始著手，正在推動各式各樣的政策，包括稱為「民族共生的象徵空間」的民族文化公園與國立愛努文化博物館將於 2020 年開始營運，致力於獲得民間協助，以促進國民對愛努族的理解，以及歸還在大學等所保管的愛努骨灰等政策。

（譯者：廖彥琦）

## 1. はじめに

日本の衆参両院は、2008年6月6日に、いずれも全会一致で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択した<sup>1</sup>。両院は政府に対し、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。」を求めたのである。これを受けて内閣官房長官は、次のように政府の見解を表明する談話を発表した<sup>2</sup>。

アイヌの人々に関しては、<中略>我が国が近代化する過程において、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実について、政府として改めて、これを厳粛に受け止めたいと思います。

また政府としても、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む所存であります。<後略>

この国会決議及び官房長官談話の背景にあったのは、2007年9月に国連総会が採択した「先住民族の権利に関する国連宣言」である<sup>3</sup>。また、2008年7月に北海道洞爺湖でG8サミットが予定されており、国内に先住民族を有している参加国の多くが日本政府によるアイヌ民族の処遇に関心を持つことが予想されたという事情もある。

このようにアイヌ民族は日本の先住民族であると承認されたが、先住民族の意義と効果については国会決議の中でも官房長官談話の中でも明らかにされていなかったわけではない。また、国連宣言は前文23項で「地域ごと及び国ごとに先住民族の状況が異なること並びに国及び地域の特殊性並びに多様な歴史的及び文化的な背景の重要性が考慮されるべきである」と謳っており、当初は宣言に反対していたアメリカなどの4カ国はもとより、賛成投票を行った国々も、それぞれの国の事情を踏まえて、その国内法の枠内で宣言を実現すべきものであることを確認している<sup>4</sup>。

これらのことから、日本においてもアイヌ民族と日本の事情に適合した政策が必要と考えられるため、これらの問題について検討し、総合的な政策の枠組を作ることを目的として、2008年8月に内閣官房長官の諮問機関として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（以下、懇談会又は有識者懇談会という。）が設置された。懇談会は、アイヌ関係者を始め、憲法学者、国際法学者、文化人類学者、歴史学者、元文部科学大臣、北海道知事などをメン

バーとして、総合的アイヌ政策に係る基本的な問題を検討し、さらにこれらの検討を踏まえた新しい政策の具体的提言を行った。なお、政策提言については、懇談会がゼロから発案したものではなく、アイヌ民族最大の団体である北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）を代表して懇談会に参加していた加藤忠理事長が同協会の理事会の議を経て取りまとめ、懇談会に提示した政策要望に基づき、その可及的実現を基本線として行われたことに留意する必要がある<sup>5</sup>。

## 2. アイヌ民族の歴史と現状

アイヌ政策の検討に先だって、まずアイヌ民族の歴史を確認することから始めたい。有識者懇談会報告書の指摘を待つまでもなく、これまでアイヌの歴史は国民共通の知識とはなっていない。アイヌは非文字社会であり、その歴史記述はアイヌ以外の人々が残した文字資料等に依らざるを得なかったこと、アイヌ固有の文化が日本の中央から価値の低いものと見なされてきたことなどがその背景にあると指摘されている。これらの問題を認識しつつ、懇談会報告書は現時点での知見を最大限に活用してアイヌの歴史を客観的に記述することの重要性を強調する。本稿との関連で重要なポイントは次のように摘記することができるように思われる<sup>6</sup>。

- ・7世紀頃に現在に認識されるかたちでのアイヌの文化の原型がみられ、それに続く13～14世紀ころにかけ、狩猟、漁労、採集を中心に一部には農耕を行う生活の中で独自のアイヌ文化の特色が形成された。
- ・それ以降、アットウシ（木の繊維で織った衣服）やイクパスイ（酒を神に捧げるヘラ）などの工芸品、ユカラなどの口承文芸、自然との共生を重視する思想、イチャルパ（先祖供養）やイオマンテ（熊送り儀礼）などの宗教的儀礼等独自の文化の伸長が見られた。
- ・江戸末期にロシアを始めとする列強の圧力のなかで国境画定を進めていた幕府は、アイヌの居住地を日本の領土であると主張したが、その過程はアイヌの人々の意に関わらず行われた。
- ・明治に入って、蝦夷地が北海道と改称されるとともにその内国化が図られ、大規模な移民により北海道開拓が進められることになった。
- ・全国的な租税制度の確立のための近代的土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁労・採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁労の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。
- ・民族独自の文化の制限・禁止やアイヌ語を話す機会の減少は、アイヌ

の人々の和人への同化を進め、その文化は失われる寸前になった。

- ・また、圧倒的多数の和人移住者の中で、被支配的な立場に追い込まれ、様々な局面で差別の対象になった。
- ・明治32年(1899年)には北海道旧土人保護法が施行されたが、アイヌの人々の窮状を十分改善するには至らなかった。

このような歴史を辿ったことにより、いま日常的にアイヌ語を話している人たちも、伝統的な生活習慣を維持している人々も存在しないし、アメリカ・インディアンの保留地のようにアイヌの人々だけが固まって生活している集落なども存在しない。アイヌの血統を引く人々が比較的多く住んでいる地域はあるが、アイヌ以外の人々と混住していることに変わりはない。

現在のアイヌの人々の生活実態に関しては、質量ともに北海道大学アイヌ・先住民研究センターが2008年に行った量的調査(アンケート調査)及び翌09年に実施した質的調査(インタビュー調査)が最も信頼に価する<sup>7</sup>。量的調査は、2008年10月の時点で北海道在住の北海道ウタリ協会会員及び元会員並びに地域社会でアイヌの血統を有すると認められている非会員を対象として質問票によるアンケート調査を行い、2903の世帯票、5703の個人票を有効票として回収した。質的調査は、アンケートの数値的回答だけでは把握しきれない事柄を分析するため、ウタリ協会の会員名簿をもとに候補者を無作為抽出し、都市部の代表として札幌市の51人、農山漁村地域の代表として胆振地方むかわ町の61人を対象として長時間にわたる詳細なインタビューを行ったものである。

量的調査の対象者5,703人のうち、アイヌの血統を有する者は3,691人(64.7%)、有しない者は1,498人(26.3%)であった。また、アイヌの血統を有する養子が61人(アイヌの血統を有する者の1.7%)、有しない養子が111人(アイヌの血統を有しない者の7.4%)含まれている。父方・母方の祖父母まで全員がアイヌであるという者は327人(5.7%)、父方・母方の祖父母4人のうち少なくとも1人以上がアイヌの血統を有しない(または血統不明である)が父母ともにアイヌであるという者は744人(13.0%)である。父方・母方の祖父母まで全員がアイヌであり、その子どもも「純血」である者(4世代「純血」アイヌ)は109人(1.9%)、父方・母方の祖父母まで全員がアイヌだが、子どものいない者(3世代「純血」アイヌ)は218人(3.8%)であった。

経済状況を見ると、アイヌ男性の平均個人年収は321.1万円であり、厚生労働省による「平成20年賃金構造基本統計調査」における北海道平均の488.0万円を大きく下回っている。さらに、同調査における北海道の世代別平均年

収と北大調査対象者の世代別平均年収を個人年収において比較し、北大調査対象者を「平均以上」、「平均未満」、「平均の半分未満」に分類したところ、全体では、「平均以上」が 25.2%、「平均未満」が 49.8%、「平均の半分未満」が 25.0%であった。これをみてもアイヌの人々の厳しい経済状況は明らかであり、さらに年代別分析結果を見ると、若い層と高齢層で特に貧困化が進んでいることがわかる。年収とアイヌ性（血統割合）の関係では、アイヌ性が高くなるほど貧困のリスクが高くなるということがいえ、また、アイヌ女性と結婚したアイヌ男性では、30.2%の個人年収が「平均の半分未満」であり、「平均以上」の割合は 19.4%にとどまっているのに対して、和人数女性と結婚したアイヌ男性では、27.3%の個人年収が「平均以上」であり、「平均の半分未満」の割合は 20.0%となっていることから、「アイヌ同士の結婚もまた貧困リスクが高い」といえるという分析がなされている。

教育経験について見ると、高校進学率にはあまり大きな差はないが、大学進学率は全国平均の 6 割程度であり、逆に大学の中退率が 20.3%であって、全国平均の 9 倍に達していることが注目される。現在在学中でない者のうち、1,793 人（32.3%）は「さらに進学したかった」と回答しており、「どこまで進学したかったか」については、回答者数 1,393 人のうち、「高校まで」が 571 人（41.0%）、「大学まで」が 540 人（38.8%）となっている。進学を断念した理由（複数回答）としては、回答者数 1,727 人のうち、「経済的な理由」をあげた者が 1,341 人（77.6%）ともっとも多い。続いて「就職する必要があったから」が 435 人（25.2%）、「学力の問題」が 240 人（13.9%）、「親に反対されたから」が 190 人（11.0%）となっている。「就職する必要」という理由も広い意味では「経済的な理由」であり、「経済的な理由」が進学を断念させるもっとも大きな要因であり続けていることがわかる。

このように、アイヌの人々は、現在は、他の多くの日本人とほぼ変わらない日々の生活を、より厳しい生活水準で過ごしている。また、言葉を始め様々な民族固有の文化が損なわれ、さらに有形無形の差別の中で、アイヌとしてのアイデンティティを保持することが困難になっていることは否めない。

しかし、アイヌとしてのアイデンティティについては、さらに踏み込んで検討する必要がある。この点については、質的調査の分析の中での次のような指摘が重要である。「アイヌとして……の意識は、固定的なものではなく、アイヌであることに対して『否定的』な意識から『肯定的』な方向へ変化を遂げていた。その背後には、アイヌに対する社会の認識の変化がある。時代とともに、差別と偏見に満ちた社会の意識が徐々に改善され、理解のある身近な和人数との出会いが生まれる機会が増大した。さらに、アイヌの伝統文化の価値が見直されていくことによって、改めてアイヌ文化活動・アイヌ関係団体に参加・関与する機会をえることができるようになった。……そのうえ、

現在、アイヌ文化を実践していない人たちであっても、将来、アイヌ文化を  
実践したいと考えている人たちが少なからず存在した。そこには、アイヌと  
して『肯定的』な意識をもつ人が将来増加していく可能性が見いだせた。」

このような変容の背景には、1997年のアイヌ文化振興法<sup>8</sup>の制定があると指  
摘されている。すなわち、「これらの現実には、アイヌの人々をめぐる社会環境  
の変化を背景にして生み出されていた……。とりわけ重要なのは、アイヌ文  
化振興法が制定され、それにともなってアイヌ文化の再生が進められてきた  
ことのもつ意味である。……今回の調査結果からうかびあがったのは、アイ  
ヌ文化に携わることをとおして、アイヌであることに対する負のイメージを  
払拭し、アイヌとしてのアイデンティティを肯定的に受けとめ直す人々が生  
み出されていたことである。……アイヌ文化振興法を根拠にして価値あるも  
のとして位置づけ直された文化を学び直すことによって、自らのアイデンテ  
ィティ自体を再生しつつある人々がいた。それは、アイヌ文化の担い手とし  
て自らの主体が（再）形成されていく過程である。そして、その主体のあり  
方は、文化だけにとどまらず、自らの社会的な立場を向上させるうえで重要  
な担い手を生み出す可能性をはらんでいる。」

このような状況を、懇談会報告書はつぎのようにまとめている<sup>9</sup>。「アイヌ  
の人々は、現在は、他の多くの日本人とほぼ変わらない日々の生活を過ごし  
ている。しかし、アイヌの人々には、差別や近代以降の同化政策を経ても、  
なお民族としての帰属意識が脈々と受け継がれており、民族的な誇りや尊厳  
のもとに、個人や団体として、アイヌ語や伝統文化の保持、発展等に努力し  
ている人々も少なくない。」

### 3. 「二段階」先住民族政策

北海道「開拓」の歴史を見れば明らかなように、アイヌ民族がアイヌとし  
てのアイデンティティを保持できる環境、すなわちアイヌ語を話しアイヌ文  
化の中で生きていける環境を失ったのは、近代化を目指した国の政策の結果  
である。そうであるなら、国には、アイヌの人々が望むのであれば、アイヌ  
文化に親しみ、アイヌとしてのアイデンティティを持って生きることができ  
るような環境を回復させる責任があると言うことになるのではないだろうか。  
これをアイヌの側から言い換えれば、アイヌ民族は、北海道を中心とする日  
本北部の先住民族として、国に対して自らの文化に親しみ、アイヌとしての  
アイデンティティを持って生きていけるような環境を実現するよう要求する  
ことが出来、国にはそれに応える責任があると考えられるように思われ  
る。これが、懇談会報告書の基本的な考え方ということができる。

懇談会は、まず先住民族の定義について、次のように述べている<sup>10</sup>。「国と

しての政策展開との関係において必要な限りで定義を試みると、先住民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である」

国連宣言も含め、国際的に確立した先住民族の定義は存在しないが、先住民族たる地位に権利享有などの規範的効果を結びつける場合には、そこに何らかの指標を設けることが不可欠である。実のところ、国際的に通用している定義がまったく存在しないわけではなく<sup>11</sup>、日本においても、いわゆる二風谷ダム訴訟に係る札幌地裁判決における定義<sup>12</sup>が知られている。これらの定義は、いずれも懇談会の定義と実質的に重なっているといえよう。

さて、懇談会報告書は、「アイヌの人々は、独自の文化を持ち、他からの支配・制約などを受けない自律的な集団として我が国の統治が及ぶ前から日本列島北部周辺、とりわけ北海道に居住していた。その後、我が国が近代国家を形成する過程で、アイヌの人々は、その意に関わらず支配を受け、国による土地政策や同化政策などの結果、……貧窮していくとともに、独自の文化の伝承が困難となり、その伝統と文化に深刻な打撃を受けた。しかし、アイヌの人々は、今日においても、アイヌとしてのアイデンティティや独自の文化を失うことなく、これを復興させる意思を持ち続け、北海道を中心とする地域に居住している」<sup>13</sup>ことを確認し、先住民族にあたりと結論づけるのである。そして、そのうえで、「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」<sup>14</sup>と論ずる。

これを要するに、ある土地に事実として先住していた民族が、支配国家の政策の結果として、自らの意に反して、あるいは少なくともその意に関わりなく、被支配的な少数民族たる地位におかれた時には、当該国家は当該民族の失った権利・利益の回復に責任を負うと考えられるから、このような民族を先住民族と観念することによって、国家の特別の配慮義務とそれに基づく政策とを導くことができるというように懇談会は考えたと言えよう。

このように懇談会報告書が採用した先住民族についての考え方には、定義の点では標準的であるとしても、それと結びつけられた規範的効果の点で日本独特の「二段階」先住民族政策とでもいえるべき特徴があるように思われる<sup>15</sup>。

すなわち、アメリカや台湾の先住民族とは異なり、アイヌ民族は強い同化政策の中で民族としての集団的なまとまりが大きく損なわれたしまったと言わざるを得ない。アイヌ民族最大の団体は、先述の北海道アイヌ協会である

が、同協会は1974年から北海道において同和対策における環境改善事業をモデルとして始められた「ウタリ福祉対策」の実施への協力をその主要な任務として活動してきた団体である。その後、世界的な先住民族運動の高まりの中で、アイヌ民族最大の団体として、国及び自治体におけるアイヌ政策の企画実施にも関与していくことになるが、その成立の経緯や実施事業、そして会員数<sup>16</sup>などに照らして、組織としての性格及び代表性などの点において、例えばアメリカにおけるインディアンの部族政府のような民族自治組織とは大きく異なるのである。

したがって、アメリカなどの諸国が部族のような集団を対象とし、その準主権的性格を基本としているのとは異なり、日本における先住民族政策は、まず第一段階として個人を対象として始めなければならないという事情がある。また、個人を対象とするとしても、台湾が日本統治時代に作成された戸籍をもとにして個人の原住民としての身分を確定できるのとは異なり、個人認定は不可能ではないにしても、様々な問題をクリアしなければならないという事情がある。すなわち、現在の日本の戸籍からはアイヌの身分に関する記載は抹消されているため、戸籍を何世代かさかのぼることによってアイヌ風の名前の記載にたどり着くことができれば、それが公的根拠となるが、すべてのアイヌについてそれができるとは限らないため、個人を対象とする施策にも課題があるのである。

なお、個人を対象とすると言っても、それに限定する趣旨ではなく、個人施策などを通じて民族的アイデンティティの高揚を図り、それによって集団としての意識を醸成しようという意図があることに注意する必要がある。すなわち、日本においては、第一段階として、主として個人としての先住民を対象とする政策や対象者を特定しなくても実施できる政策からはじめ、それを通じて、第二段階として、集団としての先住民族の再生を目指しているということができよう。

このような事情を背景に、懇談会は、まず民族文化の復興を第一の課題として措定した。文化施策は、対象者を特定せず、あるいは個人を対象として実施できるというメリットがあり、さらに文化の復興は第二段階につながる民族的アイデンティティの再生にも不可欠だからである。

ただ、文化というと、言葉や歌、舞踊、工芸などに限られるのかと思われるかもしれない。実際、アイヌ文化振興法は、さしあたりこのような狭い意味の文化に限定してその振興を図っている<sup>17</sup>。しかし、本来の文化とは、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。」<sup>18</sup>のである。文化とは、人間生活のあらゆる側面に関わる広い意味を持っているので

あり、報告書が復興すべきとしている文化は、この広い意味での文化であることに留意する必要がある。また、「文化や伝統を静態的・実体的に把握し、それを保護し振興するという思考」、言い換えれば文化の博物館化の危険性も指摘されている<sup>19</sup>が、報告書は、「伝統を踏まえて文化の復興を図るとともに、それを基礎として新しいアイヌ文化を創造していくという、過去から未来へとつながる視点が必要」<sup>20</sup>であるとしており、伝統的な文化だけでなく、未来に向けて新しい文化を創り出していけるような環境をつくる必要があると指摘している。

懇談会報告は、文化の復興との関連で、憲法 13 条に着目している点でも注目される。アメリカ合衆国憲法<sup>21</sup>やカナダ憲法<sup>22</sup>などとは異なり、日本国憲法にはアイヌ民族や先住民族の存在を前提とする規定は設けられておらず、かえって憲法は個人主義を基本とする点で集団的権利の承認を困難にし、また平等原則を基本とする点でアイヌ民族のみを対象とする政策を困難にすると考えられてきた。しかし、懇談会は、「憲法の人権関係の規定の中では、第 13 条の『個人の尊重』が基本原理であり、我が国における法秩序の基礎をなす原則規範である。アイヌの人々にとって、自己が他の多くの日本人と異なる文化を持つアイヌという存在であるという意識（すなわちアイヌのアイデンティティ）を持って生きることを積極的に選択した場合、その選択は国や他者から不当に妨げられてはならない。さらに、アイヌというアイデンティティを持って生きることを可能にするような政策を行うことについても配慮が求められよう。」と指摘する。

思うに、個人の人格形成は、その個人を含む集団（民族）の文化的伝統によって強く影響されるのであり、公私にわたる個人の様々な選択の自由も、「文化という場の中でのみ有意義に行使できる」<sup>23</sup>のである。すなわち、選択の対象となる選択肢を提供し、選択者に理解可能な意味を付与するのはその個人を育んだ文化であるから、文化は自律的選択の自由を成立させる基礎条件とすることができる。そうであるとする、民族の文化は、個人の人格的生存に関わる自律的選択の文脈を提供し、有為な選択を可能にするものなのであり、その文化の享有は憲法 13 条によって保障されていると考えることができる。もちろん、この意味での民族文化の享有は先住民族に限ったことではなく、論理的には 13 条によって保障されるのは多数、少数を問わず「自己が属する民族の文化」を享有する権利であるが<sup>24</sup>、実際にその侵害が問題となるのは少数民族の文化についてであるのみならず、国としては、自らの行為によって深刻な打撃を与えた先住民族の文化については、ほかのマイノリティの場合よりも一層強い配慮をする責務を負うのである。

また、個人は「国政の上で、最大の尊重を必要とする」のであるから、個人がアイヌとしてのアイデンティティを持って生きる道を自律的に選択する

ことが可能になるような環境を国として整備することも 13 条によって要請されていると考えるべきであろう。よく知られているように、民族固有の言語や伝統的な物語、その他の生活様式などが伝承され、整備されて初めて民族のアイデンティティが継承されていくとすることができる。したがって、国はまずはアイヌとしてのアイデンティティをもって生きることを可能にするために、これらの言語や生活様式が伝承されるような環境を整備すべきことになろう。さらに、社会的に先住民族に対する差別のあるところでは民族意識が積極的に選択されることは困難であるから、国は憲法 14 条を待つまでもなく、13 条の要請として先住民族に対する差別を解消しなくてはならないのである。

このように、憲法 13 条に基づいて自律的選択の文脈としての民族文化の享有を保障するということが、理論的可能性にとどまらず、民族的アイデンティティの「肯定的」再生に実効的であることは、先に触れた北大による生活実態調査においても示されているところである。さらにそれが、文化の再生のみならず社会的地位の向上を実現するための担い手を生み出すことにつながっているということも確認しておきたい。

#### 4. アイヌ政策の現在

2010 年暮れに、新たに内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が設置され、懇談会報告書が提言した政策の具体的実施と展開を監督・検討することとされた<sup>25</sup>。

その政策のなかでも「民族共生の象徴となる空間」構想が重要な位置を占める<sup>26</sup>。象徴空間とは、懇談会報告書の政策提言の中核にあった構想であり、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、アイヌ文化が直面している課題に対応しつつ、日本が多様で豊かな文化や異なる民族との共生を尊重する社会を形成するためのシンボルとなる空間であって、美しく広い自然環境の中に国立のアイヌ文化博物館や、シアターや工房などに用いられる伝統的家屋群などを配置するとともに、アイヌの伝統的工芸や舞踊などを伝承する人材を育成する機能、また世界の先住民族と交流するための機能も備えることとされている。これは、北海道白老町のポロト湖のそばに設置され、アイヌ文化復興の「ナショナル・センター」となることが期待されている。

そのほかのアイヌ施策としては、アイヌ民族の学生を対象とした奨学金制度、アイヌの歴史や文化を研究する大学等への助成制度、生活や就労などの問題に関する相談制度、学校におけるアイヌの歴史文化に関する教育の実施、アイヌ文化を国内、海外に発信するための活動、アイヌ語や伝統工芸などの文化伝承者の育成事業、伝統的文様などに対する知的財産権を保護するため

の制度、アイヌの人々が集まり交流できる施設の設置、さらに大学等が保有するアイヌの遺骨や副葬品の返還などの様々な施策の新設や拡充に向けた取り組みが、アイヌ政策推進会議及び2011年に推進会議の実務を担うために設置された政策推進作業部会<sup>27</sup>の監督のもとで進められている<sup>28</sup>。昨年6月、政府は、象徴空間をオリンピック・パラリンピック東京大会が開催される2020年までにオープンさせることを閣議決定した<sup>29</sup>。

有識者懇談会から政策推進会議にいたるアイヌ政策の基本は、「先住民族の権利に関する国連宣言」の関連条文を参照しながらも、政策の根拠は、北海道開拓の歴史の中で国がアイヌ民族に対して負った特別の責任を果たすというところに求め、さらに個人による自律的選択の文脈としての民族文化の復興を憲法13条の「個人の尊重」原理に基礎付けるという点で特徴を有するということができる。このような考えに基づいて日本としては初めての先住民族政策を展開することによって、アイヌの人々のなかにアイヌのアイデンティティをもって生活する人々が増え、さらにアイヌ民族に対する国民の理解も進んでいったならば、第二段階として、国連宣言に含まれる民族としての権利を直接に、かつさらに広範に保障するための政策を展開することも視野に入ってくるであろう。そのときに、いずれの道を進んでいくのかは、そのときの先住民族アイヌと成熟した国民の判断に懸かっている。

<sup>1</sup> 衆議院「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16913001.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16913001.htm)

<sup>2</sup> 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話

<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/hukuda/2008/0606danwa.html>

<sup>3</sup> 「先住民族の権利に関する国連宣言」の意義と採択の経緯等については、拙稿『先住民族の権利に関する国連宣言』の採択とその意義 北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』（北海道大学出版会、2010年）175-191頁

<sup>4</sup> 例えば、賛成投票をしたイギリスは、宣言の遡及効を否定しているが、同国の歴史を考えるとその理由は想像に難くないと言うべきであろう。もっとも、同国はそもそも国内には宣言の適用を受ける民族は存在しないと主張している。参照、拙稿、前掲注3、205頁。

<sup>5</sup> 懇談会の第2回会合において加藤委員が行った政策提案の項目は次の通り。（1）教育の充実への支援（道外アイヌを含む教育の充実への支援）、（2）アイヌ研究・民族教育への支援（象徴的な研究・教育施設の設置）、（3）遺骨の返還、慰霊（全国的な和解と啓蒙の象徴となるような施設の設置）、（4）広義の文化振興・経済活動との連携（地域やコミュニティを包括したモデル的支援）、（5）文化振興等の基盤としての土地・資源の利用（公有地・公有林の利活用）、（6）啓発・教育の重要性（公的で専門的な啓発・教育）、（7）政治的参加への対応（アイヌ民族の総意をまとめる体制づくり）。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai2/2siryou.pdf>

<sup>6</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会「報告書」（2009年）2-17頁。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf>

<sup>7</sup> 量的調査については、小内透編著『現代アイヌの生活と意識 2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター（2010年）及び同『現代アイヌの生活と意識の多様性 2008年北海道アイヌ民族生活実態調査再分析報告書』（2014年）、質的調査については、同『現代アイヌの生活の歩みと意識の変更 2009年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』（2012年）。本稿では、北海道が設置した「アイヌ生活向上推進方策検討会議」に提出するため落合研一・北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授が要

---

約・補正した「北海道アイヌ民族生活実態調査報告：概要」から引用する。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/conference.htm>

- 8 アイヌ文化振興法制定の経緯とその意義については、拙稿「アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の課題」北海道大学アイヌ・先住民研究センター編、前掲注3所収。
- 9 懇談会報告書、前掲注6、21頁。
- 10 懇談会報告書、前掲注6、23頁。
- 11 国連人権小委員会先住民作業部会の特別報告者J.M.コーボウによる作業定義や世界銀行業務マニュアルにおける定義などが知られている。国立国会図書館調査立法考査局『外国の立法』32巻2・3号29、32頁（1993年）。
- 12 札幌地判平成9・3・27判時1598号33頁。同判決については、拙稿「先住民族と裁判----二風谷ダム判決の一考察」国際人権9号58頁（1998年）。
- 13 懇談会報告書、前掲注6、23-24頁。
- 14 懇談会報告書、前掲注6、24頁。
- 15 先住民族をもっぱら事実概念として用いることもある。歴史学や人類学などの領域で先住民族について語るときはそうであろう。
- 16 2014年12月1日での正会員数は2380人とされている。<http://www.ainu-assn.or.jp/about02.html>
- 17 その趣旨については、拙稿、前掲注8。
- 18 新村出編『広辞苑（第6版）』（岩波書店、2008年）。
- 19 横田耕一「『集団』の『人権』」公法研究61号63頁（1999年）。
- 20 懇談会報告書、前掲注6、25頁。
- 21 特に合衆国憲法第1編8節3項。
- 22 1982年憲法第35条。
- 23 石山文彦「多文化主義の規範的理論」日本法哲学会編『多文化時代と法秩序』（有斐閣、1997年）47頁。
- 24 市川正人『ケースメソッド憲法（第2版）』（日本評論社、2009年）35頁。
- 25 構成員は、座長である官房長官を含め13名で、うちアイヌが5名、法学者は国際法が2名（安藤仁介氏及び横田洋三氏）と筆者である。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/index.html>
- 26 「民族共生の象徴となる空間」の詳細については、  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/symbolic\\_space.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/symbolic_space.html)
- 27 政策推進会議は官房長官が座長となっていることもあり、年に1回程度の開催が限度であるため、実質的にその職務を肩代わりするための常置の組織として政策推進作業部会が設置されている。その性格上、構成員は10名と多く、北海道アイヌ協会の事務局職員を含むアイヌ関係者が半数の5名を占める。  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/seisakusuishin/dai1/haifu\\_siryou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/seisakusuishin/dai1/haifu_siryou.pdf)
- 28 諸施策の概要については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/policy.html>
- 29 「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」（平成26年6月13日閣議決定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/260613kakugi.pdf>